

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 出納員の事務の委任【会計室】 6

◇ 市選挙管理委員会

- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議
会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選
挙課】 7

北九州市告示第 2 8 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 6 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原 4 6 番地の 9 4
J N C マテリアル株式会社 戸畑工場
常務取締役工場長 北野喜誠

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原 4 6 番地の 9 4
J N C マテリアル株式会社 戸畑工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	4 6 号イ 水洗施設	
名称	反応器 (V-1 2 1)	反応器 (V-1 3 1)
能力	0. 5 m ³ /B a t c h	1. 0 m ³ /B a t c h

種類	4 6 号イ 水洗施設	
名称	反応器 (V-1 4 1)	反応器 (V-1 5 1)
能力	1. 0 m ³ /B a t c h	1. 0 m ³ /B a t c h

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	反応器 (V-1 2 1) (V-1 3 1)	反応器 (V-1 4 1) (V-1 5 1)
	3 日に 1 回	2 日に 1 回
1 日当たりの使用時間	8 時間	

季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可の日以降
工事完成予定年月日	許可の日以降
使用開始予定年月日	許可の日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の１日当たりの量及び汚染状態

名称	反応器（V-1 2 1）	反応器（V-1 3 1）
汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 0. 5 最大 0. 8	通常 1. 0 最大 1. 2
水素イオン濃度	2 ～ 1 3	2 ～ 1 3
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 1 0,0 0 0 最大 2 0,0 0 0	通常 1 0,0 0 0 最大 2 0,0 0 0
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 5 0 最大 5 0	通常 5 0 最大 5 0
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 3 0 最大 5 0 0	通常 3 0 最大 5 0 0
りん 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 5	通常 2 最大 5
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 2 0 0 最大 2 0 0	通常 5 0 0 最大 5 0 0
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5

名称	反応器（V-1 4 1）	反応器（V-1 5 1）
汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 1. 0 最大 1. 2	通常 1. 0 最大 1. 2
水素イオン濃度	2 ～ 1 3	2 ～ 1 3
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 1 0,0 0 0 最大 2 0,0 0 0	通常 1 0,0 0 0 最大 2 0,0 0 0
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 1 5 0 最大 1 5 0	通常 1 5 0 最大 1 5 0

窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 0 最大 5 0 0	通常 3 0 最大 5 0 0
りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常 2 最大 5	通常 2 最大 5
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常 3 最大 5	通常 3 最大 5
ほう素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 2,0 0 0 最大 2,0 0 0	通常 2,0 0 0 最大 2,0 0 0
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 0	通常 1 0 最大 1 0

(4) 汚水等の処理に関する事項

特定施設から排出される汚水は、全量産業廃棄物として処理を行う。

(5) 設置の許可申請のあった施設からの排水に関する事項

ア 排水口名

Ｎ ｏ . 1 排水口

イ 水量及び汚染の状態

J N C マテリアル株式会社 戸畑工場

	設置前	設置後
排水水の量 (m ³ / 日)	通常 2 9 5 最大 2 9 5	同左
水素イオン濃度	通常 6 最大 8	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0	同左
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常 2 0 最大 3 0	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 0 最大 5 0	同左
りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常 1 最大 5	同左
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 5 最大 0 . 8	同左
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0	同左

テトラクロロエチレン (m g / ℓ)	通常	0. 0 5	同左
	最大	0. 0 5	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成 2 9 年 6 月 6 日から同月 2 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 2 9 年 6 月 2 7 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 2 8 8 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

平成 2 9 年 6 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 2 9 年 5 月 8 日	消防局総務部人 事課長	消防局総務部人 事課組織計画係 長	会計管理者の命を受け てつかさどる当該課に おいて取り扱う現金、 物品及び有価証券並び に使用不能物品の出納 保管事務
------------------------	----------------	-------------------------	--

北九州市選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

北九州市選挙管理委員会

委員長 日 高 義 隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,132人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万820人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,718人

小倉北区 5万653人

小倉南区 5万8,953人

若松区 2万3,350人

八幡東区 1万9,530人

八幡西区 7万1,069人

戸畑区 1万6,583人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

13万4,427人